

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者（受託者）名称】

【代表者の役職氏名】(2)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行者（原委託者）氏名又は名称】

【代表者の役職氏名】

【住所又は本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額】(3)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国資産信託流動化受益証券の形態等】(4)

第2【発行（売出）数】

第3【発行（売出）価額の総額】(5)

第4【発行（売出）価格】(6)

第5【分配金の分配時期及び場所】

第6【募集の方法】

第7【申込単位】

第8【申込期間及び申込取扱場所】

第9【申込証拠金】

第10【払込期日及び払込取扱場所】

第11【引受け等の概要】(7)

第12【振替機関に関する事項】

第13【その他】(8)

第二部【特定信託財産情報】

第1【特定信託財産の状況】

1【概況】

(1)【特定信託財産に係る法制度の概要】(9)

(2)【特定信託財産の基本的性格】(10)

(3)【特定信託財産の沿革】(11)

(4)【特定信託財産の管理体制等】(12)

①【特定信託財産の関係法人】

②【特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度】

③【特定信託財産の管理体制】

2【特定信託財産を構成する資産の概要】

- (1)【特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】(13)
 - (2)【特定信託財産を構成する資産の内容】(14)
 - (3)【特定信託財産を構成する資産の回収方法】(15)
 - 3【特定目的信託の仕組み】
 - (1)【特定目的信託の概要】
 - ①【特定目的信託の基本的仕組み】(16)
 - ②【特定信託財産の管理及び処分に関する事項】(17)
 - ③【原委託者の義務に関する事項】
 - ④【信託権利等】
 - ⑤【その他】
 - (2)【受益権】(18)
 - (3)【受益証券の取得者の権利】
 - 4【特定信託財産を構成する資産の状況】
 - (1)【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
 - (2)【損失及び延滞の状況】(19)
 - (3)【収益状況の推移】(20)
 - 5【投資リスク】(21)
- 第2【特定信託財産の経理状況】(22)
- 1【貸借対照表】(23)
 - 2【損益計算書】(24)
 - 3【附属明細表】(25)
- 第3【証券事務の概要】(26)
- 第4【その他】(27)
- 第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】
- 第1【受託者の状況】
- 1【受託者の概況】(28)
 - 2【事業の内容及び営業の概況】
 - 3【経理の状況】(28－2)
 - 4【利害関係人との取引制限】(28－3)
 - 5【その他】(29)
- 第2【原委託者の状況】(30)
- 1【会社の場合】
 - (1)【会社の概況】
 - (2)【事業の内容及び営業の概況】
 - (3)【経理の状況】
 - (4)【利害関係人との取引制限】
 - (5)【その他】(29)
 - 2【会社以外の団体の場合】
 - (1)【団体の沿革】
 - (2)【団体の目的及び事業の内容】
 - (3)【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
 - (4)【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
 - 3【個人の場合】
 - (1)【生年月日】
 - (2)【職歴】
 - (3)【破産手続開始の決定の有無】

第3【その他関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】⁽³¹⁾
- 2【関係業務の概要】⁽³²⁾
- 3【資本関係】⁽³³⁾
- 4【役員の兼職関係】⁽³⁴⁾
- 5【その他】⁽³⁵⁾

第四部【特別情報】

【内国資産信託流動化受益証券の様式】⁽³⁶⁾

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
- b 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下bにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、信用格付（法第2条第34項に規定する信用格付をいう。（4）bにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⁽¹³⁾ 1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第2 特定信託財産の経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- c この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁾ c、⁽¹⁷⁾ c、⁽²⁶⁾ c、⁽³⁰⁾ 及び⁽³¹⁾により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国資産信託流動化受益証券に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (4) 内国資産信託流動化受益証券の形態等
 - a 記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等振替法第124条の2に規定する振替特定目的信託受益権をいう。⁽³⁶⁾）において同じ。）については、この限りでない。
 - b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
 - (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
 - (b) 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (5) 発行（売出）価額の総額

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (6) 発行（売出）価格

「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (7) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- (8) その他
 - a 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の特定信託財産の振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - b 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (9) 特定信託財産に係る法制度の概要

原委託者から受託者への資産移転の法的効果、発行者の義務、責任等に関し適用される法律の名称及びその主な内容を記載すること。
- (10) 特定信託財産の基本的性格

当該特定信託財産を構成する資産の種類及び構成比並びに当該特定信託財産を構成する資産に係る債務者の特質等について記載すること。

- (11) 特定信託財産の沿革
設定経緯、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (12) 特定信託財産の管理体制等
- a 「特定信託財産の関係法人」の欄については、原委託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等についてその名称及び関係業務の内容を簡潔に記載すること。
- b 「特定信託財産の管理及び処分に関する基本的態度」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の管理資産の管理及び処分に関する基本的態度（管理及び処分の方針、管理及び処分の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 「特定信託財産の管理体制」の欄については、特定信託財産の管理を行う会社の統治に関する事項（例えば、法人の機関の内容、内部管理及び監査役等の監督の組織、人員及び手続並びに内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携等）、特定信託財産の管理を行う会社が事務委託等を行っている場合には当該事務を受託している会社に対する管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- また、特定信託財産の管理を行う会社による特定信託財産に関するリスク管理体制の整備の状況について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (13) 特定信託財産を構成する資産に係る法制度の概要
- a 特定信託財産を構成する資産に適用される法律のうち、当該資産が債権の場合には債権の発生、破産手続開始・強制執行等を規定した法律及び債務者の保護に関する法律等の名称及び主な内容を記載し、当該資産が債権及び有価証券以外の資産の場合には当該資産の利用を制限する法律等の名称及び主な内容を記載すること。
- b 保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を発行者に譲渡した者がいる場合には、当該保有資産についても特定信託財産を構成する資産と同様の記載を行うこと（以下、特定信託財産を構成する資産に係る記載について同じ。）。
- (14) 特定信託財産を構成する資産の内容
- a 特定信託財産を構成する資産が債権（有価証券に表示される債権を除く。以下 a において同じ。）である場合には、次の(a)及び(b)に従って記載すること。
- (a) 債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、固定金利・変動金利の別等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること（基本的性格の異なる複数の債権の類型が存在する場合には、その類型ごとに記載すること。）。また、当該債権に担保又は保証が付されている場合には、その内容を記載すること。
- (b) 特定信託財産を構成する債権の譲受けに係る契約により当該債権が一定の属性（債権の種類、その発生原因、元本の償還期限及び利子の支払の方法、金利、債務者の信用状況又は履行状況、担保の設定状況等）を有することが求められている場合においては、当該属性の概要及び当該債権が当該属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。(16)において同じ。）による買戻し等）の概略を簡潔に記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、当該不動産の所在地、用途地域、建物用途、面積、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他

これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称等当該不動産の内容について記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下b及び(17)bにおいて「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下bにおいて同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占める物件。(20)bにおいて同じ。）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

- c 特定信託財産を構成する資産がa又はbに掲げる資産に係る権利（hの特定有価証券に表示される権利を除く。）である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（a又はbに掲げる事項）を記載すること。
- d 特定信託財産を構成する資産が有価証券（hの特定有価証券を除く。）である場合には、有価証券の種類、銘柄、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払方法等その集団的な基本的性格について概略的に記載すること。また、当該有価証券に担保が付されている場合には、その内容を記載すること。当該有価証券に表示される権利が債権である場合には、当該有価証券についてa(b)に準じて記載すること。
- e 特定信託財産を構成する資産が動産（有価証券を除く。）である場合には、当該動産の種類、名称、価格、形式、製造番号、当該動産が所在する場所等当該動産の内容について記載すること。また、当該動産に関してリース契約等を締結している場合には、当該契約の内容（リース期間、受取リース料等）について具体的に記載すること。
- f 特定信託財産を構成する資産が無体財産権である場合には、当該無体財産権の種類、内容、登録の番号及び年月日、存続期間等当該無体財産権の内容について具体的に記載すること。また、当該無体財産権に係る実施権等を設定している場合には、実施権等の権利者の氏名又は名称、実施権等の範囲、対価の額等当該実施権等の内容に関する事項を記載すること。
- g 特定信託財産を構成する資産がaからfまでに掲げる資産以外の資産（hの特定有価証券は除く。）である場合には、当該資産の種類及び内容に応じaからfまでに準じて記載すること。
- h 特定信託財産を構成する資産が第23条第2号に掲げる特定有価証券（投資信託証券に該当するものを除く。）である場合には、当該特定有価証券に係る信託に係る受益者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の受益権にあつては、資産流動化法第2条第17項又は第18項に規定する代表権利者（同条第17項に規定する代表権利者をいう。）又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所、当該信託の目的、当該特定有価証券に係る特定信託財産又は信託財産を構成する資産の内容（aからgまでに掲げる資産の内容に応じaからgまでに掲げる事項）等当該信託の内容について記載すること。
- i 特定信託財産を直接又は間接に構成する債権（信託の受益権に係る受益債権を除く。以下iにおいて単に「債権」という。）に係る債務者（以下iにおいて単に「債

務者」といい、その子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（d）において同じ。）又は関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。（d）において同じ。）である債務者がある場合には、当該債務者を含む。）であって、当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの（以下iにおいて「重要な債務者」という。）が存在する場合には、aからhまでに加えて、次の(a)から(d)までに従うこと。

(a) 重要な債務者の氏名又は名称、組織形態、沿革、事業の内容及び営業の概況（直近の事業年度の終了後に生じた元本の償還又は出資の消却及び利子又は配当の支払等に重大な影響を及ぼす事由を含む。）を記載すること。

(b) 当該割合その他の特定信託財産における当該重要な債務者に係る債権への集中の状況について記載すること。

(c) 当該重要な債務者に係る債権について、債権の種類、その発生原因、元本の償還期限、元本の償還及び利子の支払の方法、金利その他の当該債権の重要な内容その他当該債権に関する債務者との間の契約における重要な定め概要を記載すること。

(d) 当該割合が20%以上である場合には、当該重要な債務者（他の債務者の子会社又は関連会社である債務者を除く。）について、次の①又は②に掲げる書類のいずれかを添付すること。

① 直近の計算書類（会社法第444条第1項に規定する連結計算書類をいい、これがない場合にあっては同法第435条第2項に規定する計算書類その他これに類する書類をいう。）（法令、契約等により、公認会計士又は監査法人（外国においてこれらに相当する者を含む。）による監査を受けることとなっている場合には、当該監査を受けた当該計算書類及び当該公認会計士又は監査法人による報告書）

② 当該重要な債務者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。（28-2）cにおいて同じ。）に該当する者である場合には、同令第2号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該重要な債務者の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。（28-2）cにおいて同じ。）並びにこれらの訂正報告書について記載した書面

(15) 特定信託財産を構成する資産の回収方法

特定信託財産を構成する債権に係る延滞債務及び貸倒債権の回収の方法及び手続（担保付債権の場合には担保権の実行方法を含む。）について記載すること。

(16) 特定目的信託の基本的仕組み

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

(17) 特定信託財産の管理及び処分に関する事項

- a 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。
- b 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。
- c 当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(18) 受益権

社債的受益権（資産流動化法第230条第1項第2号に規定する社債的受益権をいう。以下(18)において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第2項第1号に規定する配当額の積算根拠及び同項第3号の元本の償還に充てる資金の調達方法を記載すること。

(19) 損失及び延滞の状況

- a 有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。
- b 特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。
- c 有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後1計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

(20) 収益状況の推移

有価証券届出書提出日前5年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

- a 特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率
- b 特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率
- c 特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記 a 及び b に準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

(21) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(22) 特定信託財産の経理状況

- a 財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28-2）bにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(23) 貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(24) aにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。（24）aにおいて同じ。）も記載すること。

(24) 損益計算書

- a 最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表に記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、財務諸表等規則第211条に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(25) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(26) 証券事務の概要

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 証券所有者に対する特典
- c 内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容
- d その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(27) その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(28) 受託者の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。
なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。
- b 受託者の機構について記載すること。

(28-2) 経理の状況

- a 受託者の経理の状況について企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第二部 企業情報」の「第5 経理の状況」に準じて記載すること。
- b 受託者の財務諸表（連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第1条第1項第1号に規定する連結財務諸表をい

う。以下bにおいて同じ。)がある場合には、連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。)又は中間財務諸表(中間連結財務諸表(同項第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下bにおいて同じ。))がある場合には、中間連結財務諸表を含む。以下bにおいて同じ。)について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表又は中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表又は中間財務諸表と同一のものであって、新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表又は中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

- c 受託者が継続開示会社に該当する者である場合には、aの記載及びbに規定する書類の添付に代えて、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(28-3) 利害関係人との取引制限

受託者及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(29) その他

- a 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他の重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の管理業務以外の業務を兼営している場合にはその概要を記載すること。特定信託財産の信託業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。
- c 受託者又は原委託者について、特定信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(30) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、(28)から(28-3)までに準じて記載すること。

(31) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(32) 関係業務の概要

特定信託財産の運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(33) 資本関係

原委託者及び他の関係者との資本関係を記載すること。

(34) 役員の兼職関係

当該関係法人の役員であって、原委託者の役員又は従業員を兼ねているものがある場合には、その氏名及び役職名を記載すること。

(35) その他

- a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡又は事業譲受その他重要事項について記載すること。
- b 特定信託財産の運営に関する関係業務以外の業務につき、特定信託財産に影響を及ぼす契約及び取引等がある場合には、その内容を記載すること。

(36) 内国資産信託流動化受益証券の様式

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の様式及び券面に記載される事項（振替特定目的信託受益権にあつては、その旨及び社債等振替法第124条において準用する社債等振替法第69条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。

(37) 組織再編成（公開買付け）に関する情報

内国資産信託流動化受益証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の3第1項に規定する公開買付けをいう。）につき内国資産信託流動化受益証券をその買付け等（法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の4第1項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。